

「学区域見直し（案）」に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見・提案の提出期間 平成22年2月15日（月）から3月16日（火）まで

2 意見の提出件数等 意見の提出件数等

提出者数	意見の提出方法				
	メール	ファクシミリ	郵送	教育委員会窓口	文化センター等窓口
118					
件数	56	15	15	27	5
166					

3 意見・提案等の概要 意見・提案等の概要とそれに対する市の考え方

NO	見直し案対象地域	意見・要望等の概要	市の考え方
1	白糸台5丁目 四小→南白糸台小	南白糸台小の植木が見えるほど近いのに四小学区だった。悪天候でも重いランドセルを背負って通う子、PTA活動等の保護者にとっても学校は近い方がよい。また、新学区に兄弟が通学している場合や仕事の関係で隣の学区に居住する祖父母に子どもを預ける場合等事前に申請すれば通えるという手続き等、早く整備してほしい。	白糸台5丁目の地域につきましては、白糸台通りを境に四小と南白糸台小の学区を変更します。兄弟の就学関係では保護者の負担を軽減するため兄弟同一校を原則としています。また、両親が共働きにて下校後の監護を区域外の祖父母等に依頼する場合は、指定校変更の手続きを申請していただければ認める場合がございます。
2	是政4-28, 31 八小→小柳小 九中→六中	現在の居住地は、八小が指定校になっている。隣近所の方々も周りが小柳小ということもあり、殆どの方が小柳小を希望し毎年指定校変更届を提出している。今後この地区に住む子供たちを考えると是非この地区を小柳小の指定校にして頂きたい。同様の理由で中学校も第六中学校を希望します。 (同意見2件)	是政4丁目28番地は、現在八小学区であります。この地番に居住している児童は、小柳小への通学を従来より認めている地域であり、殆どの子供たちが指定校変更により小柳小へ通学している地域であります。このため、見直しにより小柳小学校へ変更します。また、同様に中学校も第六中学校へ変更します。
3	白糸台3丁目 白糸台小→南白糸台小	今まで複雑な学区割が不思議でした。白糸台小と南白糸台小のちょうど境目に住んでいます。正直どちらの学校でも依存はないのですが、ここで分かれている意味がまったく分かりません。この案が決定されることを心待ちにします。	白糸台3丁目付近の学区域は、四小・白糸台小・南白糸台小と複雑な学区割をしています。見直しにより、白糸台通りと甲州街道を境に見直します。
4	分梅町1・2丁目 四中→三中	分梅町2丁目に住んでおり、小学校は三小です。それより近い三中があるのに選挙の投票は三中に行くのに学区は四中学区というのは納得できませんでした。第三中学校が生活圏で親しみを持っています。第三中学校に通うことができれば、とても安心がもてます (同意見5件)	分梅町1丁目・2丁目の一部の地域を通学の利便性を考慮し四中から三中へと見直します。

NO	見直し案対象地域	意見・要望等の概要	市の考え方
5	分梅町1丁目 三小→五小	私が住んでいるのは、分梅町1丁目です。中学校の学区域が第三中学校の学区域のなるのは大賛成です。小学校については、兄弟姉妹がいる方にとっては、上のこと下の子違う学校に通学というのはとても負担が大きくなると思います。上の子は三小、下の子はこのままだと五小に通うことになる方は「申請すれば同じ学校に通えるのか」と心配していました。申請すれば必ず同じ学校に通えるような兄弟姉妹申請という形を設けていただきたい。	小学校区であります。分倍通り・鎌倉街道以西の現在三小学区を五小学区へと見直しをいたします。見直しにより変更となった地域の方につきましては、9年間の移行期間を設け新旧の学区どちらか希望する学校を卒業まで通学を認めます。また、兄弟姉妹がいるご家庭につきましては、同一校を原則としていますので同じ学校へ通学していただくこととなります。
6	全域	見直しについて、賛成します。現在市内の小中学校は、マンション乱立のため人数がオーバーしているの学校や反対に小クラスの学校など人数のバランスを崩していると聞いています。早急な実施を希望する。	文部科学省が示している適正な学級規模につきましては、12学級から24学級の範囲とされていますが、小学校では5校が24学級以上と大規模校となっています。学校教育の円滑な履行及び教育の機会均等の確保に努めます。
7	幸町1・2・3丁目 一小→新町小	小学校区が3校に分かれると地域の結びつきが弱まる。通学距離が遠くなる地番がある。10年前に二小から一小へ変更と地域であり、学校との連携が弱まる。一小学区であるから家を購入した。見直しにより兄弟別な学校となってします。入学前に二小の方が近いので二小に入学できないか相談したら認められず学区とおりの一小に入学させたのに今度は農工大を超えて新町小だと通学路に不安である。 (同地域からの同意見68件)	幸町1丁目・2丁目・3丁目地域の見直しにつきましては、10年前に二小から一小学区へ変更した経緯があり、当初、見直し後の通学路案として農工大学内の通路を通学路に活用できるよう大学側と協議しましたが、今までの経緯を考慮した結果、この地域における見直しは凍結いたします。また、凍結された地域において、見直し案の学校へ指定校変更を希望される方は、教育委員会へご相談下さい。
8	美好町2丁目 一小→本宿小	美好町在住で4月より一小へ入学予定です。学区見直しが実施されると本宿小学校となります。引越などの理由があつての転校ならしようなことがないことだと思いますが、途中で転校になるとかわいそうです。	見直しにより変更となった地域の方につきましては、卒業まで在学中の学校の通学を認めます。
9	分梅町1・3・4丁目 美好町3丁目 三小→五小	兄が三小に行っていて、今幼稚園の子どもは五小になるかも、それはないと思います。今現在兄弟が三小に行っている人は、五小に行かなくとも良いことにしていただければ納得がいくのですが。見直しによる兄弟別校には、反対します。姉弟の入学は、兄姉と同一校にして頂きたい。 (同意見7件)	小学校区であります。分倍通り・鎌倉街道以西の現在三小学区を五小学区へと見直しをいたします。見直しにより変更となった地域の方につきましては、移行期間を設け新旧の学区どちらか希望する学校を卒業まで通学を認めます。また、兄弟姉妹がいるご家庭につきましては、同一校を原則としていますので同じ学校へ通学していただくこととなります。

NO	見直し案対象地域	意見・要望等の概要	市の考え方
10	分梅町1・3・4丁目 三小→五小	五小になったら交通量の激しい信号のない道路が通学路となり危険。転校による児童へのストレスも心配。学区外から通う児童の整備を検討すべき。 (同意見1件)	通学路につきましては、教育委員会、学校と協議し児童の安全確保に努めます。
11	分梅町1・3・4丁目 三小→五小	直線距離は五小の方が近いかもしれないが、崖線や暗い道、大きな交差点、交通量の多い道を通らなければならないので危険。代々三小に通っていたので未就学児も楽しみにしている。近所の上級生と一緒に通えなくなるのも困る。新1年生だけの登校班を保護者が連れていくのもおかしい。	通学路につきましては、教育委員会、学校と協議し児童の安全確保に努めます。また、未就学児につきましては、当分の間移行期間を設け指定校変更等により弾力的に対応します。
12	分梅町1・3・4丁目 三小→五小	説明会を開催してほしい。子どもの利益を最優先に考えてほしい。	説明会につきましては、5月から7月において各中学校単位で開催し、市民の皆様のご意見を頂き再度検討してまいりました。児童・保護者の負担を軽減できるよう配慮します。
13	分梅町1・3・4丁目 三小→五小 三小→(希望:南町小) 四中→(希望:三中)	通学路の安全を考えると五小は不安。 現在三小へ通っているのに、その通り道にある三中へ通うのだと思い込んでいた。 近くに学校があるのになぜ遠くの学校に通わなければならないのか。中学生は部活等で帰りが遅くなるのに四中への道は暗くて人通り少なく不安。 (同意見2件)	学区の決定については、学校の施設整備等収容能力のバランスが求められます。学校教育の円滑な履行及び教育機会等を見地する立場から学区を決定いたしました。四中への道は暗く人通りが少ないというご意見に対しましては、関係機関に防犯等の設置を依頼してまいります。
14	南町1丁目 三小→矢崎小	私が住んでいる場所は、現在第三小学校の区域ですが見直し案ですと矢崎小学校に変更になるようです。今現在、4歳と2歳の子供がいます。平成24年から小学校へ通う予定です。学区の見直しは今後やっていかなければならない課題だと思いますが、もともと住んでいた住民にとって第三小学校に考えていた。現状の学区である第三小学校へ子供たちを入学させてあげたいので、それぞれの希望を尊重していただきたい。現時点で見直し区域に住んでいる人は選択できるように考慮してください。 (同意見13件)	南町1丁目の一部を現在三小学区から矢崎小学区へと見直しをいたします。見直しにより変更となった地域の方につきましては、9年間の移行期間を設け新旧の学区どちらか希望する学校を卒業まで通学を認めます。また、兄弟姉妹がいるご家庭につきましては、兄弟同一校を原則としていますので同じ学校へ通学していただくこととなります。現在幼稚園や保育園に通園されているお子様につきましても移行期間中に入学する場合、希望に沿うよう弾力的な対応をいたします。
15	南町1丁目 三小→矢崎小	三小は学童保育も駅から近く高倉保育所(トワイライトステイ実施)も近い。仕事と家庭の両立が可能と思い住宅を購入。在学生及びその弟妹は現学区の学校へ通えるとしても、下の子は近所の子とは違う学校になるかも知れず、近所づきあい・登下校の安全確保ができない。一～三小学区は特に不動産価格が高いのにもかかわらず購入したのに、矢崎小となると不動産価値も下がる。 (同意見3件)	在学生及び弟妹がいる世帯の方に関しては、移行期間を設け保護者の負担を軽減する措置をとります。また不動産価格につきましては、同じ学区内でも駅に近ければ高いなど地域により路線価が異なります。一小から三小学区は市の中心部にあり駅から近い位置にあるため、路線価が高いものと考えます。

NO	見直し案対象地域	意見・要望等の概要	市の考え方
16	南町1丁目 三小→矢崎小	ずっと三小と思っていたので急に変更させられるのは困る。友達付き合い・親同士の付き合いもあるので、同じ学校に行かせたい。せめて10年間は選択制にできないか。 (同意見2件)	学区の見直しに伴い、当分の間移行期間を設け児童・保護者の負担軽減措置として希望する新旧学区の学校へ通学できるよう弾力的にいたします。
17	南町1丁目 三小→矢崎小	三小と思って近所づきあいしていたので、突然矢崎小と言われても困る。10～15年先に施行とし市民の理解必要。	児童保護者の負担軽減を考慮し、当分の間移行期間を設け見直しされる地域につきましては、新旧学校を選択できるよう配慮します。
18	南町1丁目 三小→矢崎小	在學生は卒業まで今の学校に通わせてほしい。矢崎小への道は、交差点に信号機がないところがあり不安なので、環境整備もした上で学区見直しをしてほしい。	移行期間を設け保護者の負担を軽減する措置をとります。卒業まで在学している学校の通学を認めます。信号機の設置については、関係機関に依頼してまいります。
19	南町1丁目 三小→矢崎小	三小学区希望で住宅購入。教育を良くするためなら仕方ないとは思いますが、説明会を実施し、在學生と保護者の混乱を少なくするよう配慮してほしい。	説明会につきましては、5月から7月において各中学校単位で開催し、市民の皆様のご意見を頂き再度検討してまいりました。在學生につきましては、現在通学している学校を卒業まで通学できるよう配慮します。
20	南町1丁目 三小→矢崎小	自治会で三小学区のパトロールもやってくれているし、上の子が三小を卒業しており三小のことを理解しているので三小のままが良い。在學生・その弟妹は三小に通えるか。しかし、地域で複数校に分かれると集団登校の人数が少なくなるがどうなるのか。	自治会でのパトロールは、大変ありがたく思っております。地域に根ざした学校にする為にも矢崎小学区にお住まいの自治会等にはパトロールをお願いするなど担当課と連携してまいります。
21	南町1丁目 三小→矢崎小	矢崎小ができた時にこの地区は遠いから三小の方が良いということになったはずなのに、なぜ矢崎小へ変更となるのか。	学区域の決定については、学校の施設整備等収容能力のバランスが求められます。学校教育の円滑な履行及び教育機会等を見地する立場から学区域を決定いたしました。
22	南町1丁目 三小→矢崎小	施行時期に小6年と小1年になる子がいる。卒業まで1年なので三小に通わせてほしい。学童保育はどうなるか。 (同意見3件)	在校生につきましては、希望により卒業まで現在通学をしている学校に通学することを認めます。学童保育においても同様な措置をとります。

NO	見直し案対象地域	意見・要望等の概要	市の考え方
23	南町1丁目 三小→矢崎小	三小学区希望で住宅購入。転校となると親子ともども負担。もっと長い期間をかけ市民に理解を求めるべき。	移行期間を設け、児童・保護者の負担軽減を考慮し、学年途中での転校や見直し地域における新旧希望する学校への入学を認めます。
24	南町1丁目 三小→矢崎小	23年度に新小1年となる子がいる。施行前でも入学時にどちらかの学校を選択できるようにしてほしい。三小を選んだ場合、毎年度変更更新手続きをしないで済むようにしてほしい。説明会希望。	見直しとなる地域の方につきましては、23年度から児童生徒の負担軽減を考慮し、希望する学校への指定校変更を弾力的に行います。変更手続きに関しましては、簡素化を図ります。
25	南町1丁目 三小→矢崎小	説明会はいつ頃か。次の内容も聞けるか。①クラス人数の見込 ②教育進度の違い ③通学路の危険箇所、注意指導内容、下校時の見守り体制、パトロール等実施状況 ④学童収容人数、受け入れ体制 ⑤いじめ等の問題点の有無・指導状況	説明会は5月26日から7月8日まで市内中学校11箇所で行いました。①から⑤の内容についてもできる限り説明させていただきました。
26	:/¥	緩やかに新しい学区に慣れていけるような対策を希望。集団登校実施校は新1年生だけで登校になるのか。年の離れた兄弟の場合、弟妹も兄弟と同じ学校に通えるか。説明会希望。	見直しになる地域は、未就学児においても当分の間移行期間を設け、児童・保護者の負担軽減を考慮します。また、集団登校などについては、学校・保護者と協議し進めてまいります。
27	南町1丁目 三小→矢崎小	三小まで距離があるので見直しというのは理解できるが、矢崎小より南町小の方が近いのではないのか。なぜ南町小ではないのか。在校生の弟妹は三小に入学できるか。	学区域の決定については、学校の施設整備等取容能力のバランスが求められます。学校教育の円滑な履行及び教育機会等を見地する立場から学区域を決定いたしました。在学生の弟妹は、兄弟同一校の原則にのっとりご希望があれば三小に通学することができます。
28	南町1丁目 三小→矢崎小	対象地域にはわかりやすく進めてほしい。弟妹はどうなるか、学童はどうなるか、通学路はどうなるか、疑問が尽きません。地域の子供たちが分散してしまうのは防犯の面からも不安。説明会希望。	5月から7月にかけて各中学校単位で説明会を実施し地域の方々にご理解ご協力をお願いいたしました。見直しにつきましては、移行期間を設け児童保護者の負担を軽減します。通学路は、学校・教育委員会で協議をし進めていく予定です。
29	矢崎町 三小→矢崎小	矢崎小学区は今のままが良い。矢崎町全域を矢崎小にするのは反対。矢崎トンネル(JR所有)の電灯灯火・清掃しなければ暗くて危険。	矢崎丁1丁目・2丁目の中央高速道路北側地域の方は第三小学校となります。矢崎トンネルの付近にお住まいの方は三小学区のまま、見直しを行いません。

NO	見直し案対象地域	意見・要望等の概要	市の考え方
30	晴見町1・2・4丁目 九小→(希望:一小)	一小がすぐ近くにあるのに、20分以上かかる九小に通わせるのは不安。刑務所脇は人通りも少ない。再検討または選択制希望。	学区域の決定については、学校の施設整備等収容能力のバランスが求められます。学校教育の円滑な履行及び教育機会等を見地するなどしながら学区域を決定いたしました。 刑務所脇の通りにつきましては防犯等を設置するよう関係機関に依頼してまいります。なお、当市は児童生徒が減少していないこともあり現状では、選択制の施策は考えておりません。
31	是政3丁目 矢崎小→八小	矢崎小までは15分だが八小までは30分かかる。低学年にはつらい。新学区だと自治会を分断してしまう。矢崎小と今まで交流を深めていたが、新学区で2校に分かれると、自治会・老人会の協力も難しくなる。	是政3丁目の現矢崎小学校区の地区につきましては見直しを行いません。
32	是政3・5丁目 矢崎小→八小 九中→三中	案が施行された場合、30年以上の歴史を重ねてまいりました矢崎小と青少対第九地区との縁が切れてしまう。また、委員会より各単PIに委託している事業に賛助金が出せなくなってしまう、委員会事業への協力が得られなくなり、かなりの支障も考えられる。また委員事業を楽しみにしている矢崎小児童、委員相互の親睦事業にも矢崎小が外されるのは困る。	学区見直しに伴い矢崎小が青少対第九地区から外れますが、移行期間の中で青少対においても今後の活動について検討・研究をしていただきたいと思えます。
33	是政3丁目 清水が丘1丁目 矢崎小→八小 浅間中→九中	八小は児童数が増加見込みなので、ゆとりを持てるよう学区を広げてほしくない。 我が家では、上の子と下の子が3学年違いで同時期に中学に通うことはないが、兄弟で通う中学校が異なるのは困ります。下の子も上の子と同じ中学校に進学するつもりでいるし、学校行事やPTA活動等参加するにも違う学校では不安です。上の子が使ったもので使える物もお下がり出来なくなるのは経済的に負担です。3～5年の移行期間をもって(兄弟が同じ学校を卒業できるよう)切り替えていただきたい。 (同意見2)	八小学区につきましては、是政4丁目28番地を八小から小柳小へと見直し、他の地域につきましては、現行どおりとし見直しはしておりません。 中学校に関しましては、当分の間移行期間を設け弾力的な運用をしていきます。
34	浅間町4丁目 若松小→六小	若松小へは新小金井街道の広い歩道を利用し安全に通学している。六小は児童数が多いと聞いているのに、なぜ六小に変更になるのか。 (同意見1)	今回の学区域の見直しで六小の児童数は調整されています。若松小はプレハブ校舎を使用しており学校経営に支障が出ることから見直しを図りました。
35	押立町1・3丁目 小柳小→南白糸台小	2年生になる長女が現在小柳小へ通学している。大変望ましい環境の中で通学している。家庭の事情によるやむを得ない理由以外で転校させられるのは了承できない。中途での学区見直しは子ども生活環境の変動は受け入れられない。通学途中における児童に関しては選択権を与える配慮を希望する。	現在通学している学校を卒業まで希望する方につきましては通学を認めます。また、当分間移行期間を設けますので、弟妹が入学をされる時は、新旧学区どちらかの学校を希望される場合は、弾力的な対応をいたします。

NO	見直し案対象地域	意見・要望等の概要	市の考え方
36	南町4丁目 三中→八中	三中へも遠い地域だが、八中だとさらに遠い。三中へは大通りに集まって大勢で登下校しているようだが、八中へは細い道に分散してしまい危険になるのではないかと。	府中市では、小中一貫校をめざしております。当該地区は、小学校は住吉小で全員八中に通学することになります。通学路の暗い場所につきましては、関係機関に防犯灯の設置を依頼していきます。
37	是政5丁目 九中→(希望:三中)	府中街道東側でも三中の方が若干近いので三中にしてほしい。九中は遠すぎる。	是政3丁目・5丁目の矢崎小学校学区を小中連携した教育を進めるために九中学区から三中学区へと見直しをします。見直しの地域の方につきましては、移行期間を設けどちらか希望する学校への入学を認めます。
38	是政5丁目 九中→三中	三中へは人通り少ない道路、田畑、遊歩道等通学路危険。痴漢も多い。各学校に特色があるので、選択できるようにしてほしい。自転車・電車通学は認めていないのか。周知の方法が悪く、パブコメの期間も短すぎ。学校・幼稚園等を通じてプリント等で周知すべき。	自転車通学は、各学校とも認めておりません。また、九中に通学する生徒につきましては、是政駅周辺の生徒に限り電車通学を認めております。
39	西原町3・4丁目 十中→七中	西原町4丁目に住んでいます。第十中学校はすぐ目の前です。グラウンドが見えます。学校まで5分もあればいける距離です。変更案に従うと第七中学校の区域になり徒歩で30分では行けないほどの遠距離となります。5分でいける学校があるというのにいくらなんでも理不尽ではないかと。納得できません。(16件)	西原町3丁目・4丁目の地域につきましては、当初の見直し案では七中学区へと見直しする案でしたが、第十中学校が創立された経緯や当地区が第十中学校と隣接されている等を考慮し見直しによる変更をいたしませんでした。また、この地域において、見直し案の学校へ指定校変更を希望される方は教育委員会へご相談下さい。
40	本宿町2丁目 西府町2丁目 本宿小→五小	本宿町2丁目・西府町2丁目など本宿小から五小に変更になるようですが、なぜわざわざ危険な20号を渡らなくてはいけないのでしょうか。(同意見1件)	見直し案では本宿北裏道を境に本宿小・五小を見直しましたが、甲州街道を横断する交差点が少ないなどの安全面の理由から現行どおりの学区とし見直しはいたしません。
41	全域	学校選択制をなぜ導入しないのか。学校選択制を導入すれば、学区の見直しをしなくてもいいのではないかと。市民にも学校を選択する権限を与えてもいいのではないかと。学区の見直しよりも学校選択制の導入検討をお願いしたい。(同意見3件)	平成19年度に学校選択制の導入について教育部内で検討いたしました。が、先行的に学校選択制を導入した自治体は選択制を見直す動きがあることや、市内におけるマンション等の建設が増え、全国的に少子化の流れの中、府中市では逆に児童生徒数が増えている現状があります。また、算数・数学の少人数指導を導入したことにより大半の学校で教室数に余裕がなくなり、一部の学校では仮設校舎で対応している状況があることから、学校選択制を実施しても受入れ枠の確保が困難であり、制度が十分に機能しない恐れがあるため導入を見合わせました。
42	若松町1丁目	若松町1丁目在住、現在第四小学校に通っている。住居地学区の第六中学校が大変遠い。せめて第四小学校から進む3つの中学校(六中・二中・浅間中)から選ばせてもらいたいと思っている。学区の端のほうに住む者については世帯の希望を受け入れていただけるとありがたい。	若松町1丁目九中通り以西の現在四小学区の地域は、第六中学校より第九中学校へ通学距離の負担を考慮し見直します。

NO	見直し案対象地域	意見・要望等の概要	市の考え方
43	押立町1・3丁目 小柳小→南白糸台小	猶予期間ありますか。強制転校ではないでしょうか。実施時に通学している旧学校に卒業まで在籍可能ですか。転校の場合、クラス替えの時期にあわせて変更というような配慮は可能ですか。	児童、保護者の負担軽減を考慮しまして、実施後に移行期間を当分の間設けます。強制的な転校はいたしません。また、卒業まで在学している学校に在籍をしていただきます。
44	宮西町1丁目 一小	すでに通学をしている子供は、そのままが良いと思う。	在学生につきましては、卒業まで現学区の学校への通学を認めます
45	分梅町1丁目	23・25年度に中学入学の子がいる。上の子が現学区の中学校に入学したら下の子も同じ中学校へ入学できるか。また、学区が変更となるのが分かっているのであれば、施行前でも新学区の中学校へ入学できるか。	兄弟同一校を原則としていますので入学できます。また、学区変更は24年度からですが、見直しされる地域の方は23年度からの新学区への指定校変更による入学を認めます。
46	清水が丘1丁目 浅中→九中	開示資料が地図・地番だけで、見直しが必要な問題・経緯が分からない。具体的な検討資料を提示してほしい。施設整備不備のため子供を異動させるのではなく、基本は設備対応の問題。	平成21年5月からの検討協議会の会議次第につきましましては、市役所3階行政資料室でいつでも閲覧することができます。また、施設整備不備の点に子供を異動させる学区域の見直しではなく、小学校の通学区域と中学校の通学区域は交友関係、地域社会の結びつきなどを考慮し、できるだけ調和をもたせることが望ましいと判断して事から九中学区への移行となりました。
47	押立1丁目	上の子が入学した学校に弟妹は必ず行けることとし、施行後に入学する第1子から変更校へとすべき。学校公開・保護者会等、兄弟別校だと親も負担が大きい。(7件)	学区域の見直しにより兄弟が異なる指定校に入学することになる場合は、希望により兄弟が在籍する学校に入学できるようにします。また、卒業まで認めますので途中の転校はございません。
48	寿町	保護者への説明をしてほしい。	平成22年5月より7月にかけて各中学校単位で夜間、保護者説明会を実施しました。